

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.1

【根拠条文】 法第27条の26第2項第1号

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所 / モルガン・ルイス & バッキアス外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業)
弁護士 伊東 成海

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング16階

【報告義務発生日】 令和3年7月30日

【提出日】 令和3年8月5日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 親会社によるトンブソン、シーゲル&ウォームズリー・エルエルシー社売却に伴う共同保有者の減少

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社DTS
証券コード	9682
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国有限会社)
氏名又は名称	アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシー (Acadian Asset Management LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、マサチューセッツ州、ボストン、20階、フランクリン・ストリート260
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成19年11月7日
代表者氏名	スコット・ダイアス
代表者役職	シニア・バイス・プレジデント、ジェネラル・カウンセル、チーフ・コンプライアンス・オフィサー
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所 / モルガン・ルイス&バッキアス 外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 伊東 成海
電話番号	03-4578-2500

(2)【保有目的】

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			1,749,202
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 1,749,202
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,749,202
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年7月30日現在)	V	50,444,532
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		3.47
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		3.62

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
